

自動車税一括納付依頼書

東・中・西のいずれかを記入

令和●●年●月▲日

鳥取県●部県税事務所長 様

(納 税 義 務 者)

住所又は所在地	鳥取県鳥取市立川町6丁目176
フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ トットリ ダイヒョウトリシマリヤク トットリ ハナコ 株式会社 鳥取 代表取締役 鳥取 花子
電話番号	0857-26-7087
担当者名	鳥取 太郎
※自動車税納税通知書（一括納付用）内訳書の電子データ送付を希望する場合は右のチェック欄に チェックを入れてください。	

- 1 私（当社）は、貴県が課税する自動車税について、次のすべての事項を了解した上で、来年度以降、所有する自動車の使用の本拠を所管する県税事務所ごとに一括して納付（以下「一括納付」という。）することを依頼します。
- （1） 所有する、貴県に登録のある全ての課税対象自動車を一括納付の対象とすること。
- （2） 現在、口座振替により納付をしている場合には、口座振替を停止すること。
- （3） 貴県が送付する自動車税納税通知書（一括納付用）及び自動車税納税通知書（一括納付用）内訳書（以下「一括納税通知書及び内訳書」という。）に記載のある個々の自動車税を、一括納付額の記載された納付書により納期限までに納付すること。
- （4） 貴県が送付する書類について改ざんを行わないこと。
- （5） 一括納税通知書及び内訳書に記載のない自動車税については、個別の納税通知書により納付すること。
- （6） 一括納付した自動車については、領収書及び自動車税納税通知書（一括納付用）内訳書で納税額等の確認をすることとし、個別の領収書は求めないこと。
- （7） 賦課期日後に抹消登録等などにより減額等された自動車税についても年額を一括納付し、後に金融機関口座への振込みにより還付金を受け取ること。
- （8） 自動車税納税証明書（以下「証明書」という。）を早期に必要とする場合には、領収書を貴県にファクシミリ等により送付の上、証明書の発送依頼をすること。なお、依頼してから証明書が到達するまでに所要の日数を要することについて了承すること。
- （9） 次に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかに自動車税一括納付変更届を使用の本拠を所管するすべての県税事務所に提出すること。

ア 住所又は所在地

イ 氏名又は名称

2 私（当社）は、自動車税についての還付金を次の指定預金口座で受け取ります。

銀行・金庫、農協・漁協を 指定の場合（ゆうちょ銀 行を除く）	山陰合同										銀行・金庫 農協・漁協		鳥取県庁		本店・支店 本所・支所	
	口座番号（右詰めで記入）								預金の種類							
	0	1	2	3	4	5	6	1 普通		2 当座						

※ この依頼書は一括納付を希望する年の前年度の2月1日から同月末日までの間に提出してください。

提出時期に注意してください。